

令和4年度第1回我孫子市特別職報酬等審議会 会議概要

1	会議名称	我孫子市特別職報酬等審議会
2	開催日時	令和4年10月28日（金）午後3時から午後4時30分まで
3	場所	議会棟第一委員会室
4	出席者	委員 丹羽委員、眞田委員、有泉委員、矢口委員、鈴木委員 富田委員 事務局 山元部長、山崎課長、鈴木課長補佐、松島係長、 佐藤、宇田川
5	議題	(1) 市議会議員の期末手当年間支給月数改定（案）について (2) 常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）について
6	公開非公開 の別	公開
7	傍聴人	なし

8 会議の内容

山崎課長：定刻となりましたので、ただ今から我孫子市特別職報酬等審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、人事課長の山崎と申します。会長が決まるまでの間、私が進行役を努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。会議に先立ちまして、本審議会の成立要件についてご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定により、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となります。本日は、委員8名のうち6名のご出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。それでは、事前に送付いたしました会議次第により進めさせていただきます。はじめに、諮問をしている市長からご挨拶を申し上げますところですが、市長が別の公務により本日欠席させていただいておりますので企画総務部長の山元よりご挨拶を申し上げます。

— 企画総務部長挨拶 —

山崎課長：続きまして、本日は新たな委員構成になって初めての審議会でございますので、私のほうから委員の皆様をご紹介します。

— 委員紹介 —

山崎課長：次に事務局職員につきまして、自己紹介させていただきます。

— 事務局紹介 —

山崎課長：それでは議題に入る前に、報酬審議会の概要等について、事務局よりご説明いたします。

— 事務局より説明 —

山崎課長：それではこれより議題に入らせていただきます。初めに「会長の選任について」でございます。審議会条例第5条第1項の規定により、会長の選任につきましては、委員の互選ということになっておりますが、いかがでしょうか。

山崎課長：ご意見ないようでしたら事務局案を提案させていただいてもよろしいでしょうか。

山崎課長：それでは、丹羽委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

山崎課長：ご異議ないようですので、丹羽委員、よろしく願いいたします。丹羽委員、会長席にご移動をお願いします。

丹羽会長：専門的な知識はないんですが以前にも務めたというような関係で議事を取らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは先ほどご説明をいただきました書類にありますところの本審議会条例第5条第3項の職務代理です。もし私がというときに代わりになっていただく方というようなことで指名を行いたいと存じます。職務代理につきましては会長が指名することになっておりますので、僭越ながら私の方からお願いをしたいと思います。私同様、以前にもお務めであったという

ようなことから、眞田委員にお願いしたいのですが、お願いできますでしょうか。

眞田委員：はい、わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

丹羽会長：それでは審議に際しまして、市の財政・予算について、会議次第のところの6番でございますが、そのことにつきまして事務局よりご説明願いたいと存じます。お願いします。

— 事務局より説明 —

丹羽会長：委員の方々からご質問、ご意見などありましたら伺いたいと思います。

矢口委員：企業では、毎年バランスシート（貸借対照表）を作成しますが、それでいうとどのようになるんですか。市の収支状況、将来的な経常収支はどのような状況でしょうか。

丹羽会長：歳入と歳出のバランスシートというご質問だったんですが、事務局からご回答願いますでしょうか。

山元部長：市においても、財務4表を作成しており、そのひとつがバランスシートとなりますが、あいにく本日は資料の用意がなく詳細を回答できず申し訳ありません。

丹羽会長：よろしいでしょうか。他にありませんか。ないようですから、引き続き今回の諮問（1）及び（2）について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

— 事務局より説明 —

丹羽会長：ご意見やご質問はありますか。

富田委員：本会議に出席するのは初めてのことで、資料のような億単位の金額を見ても難しく理解できませんが、昨今の物価情勢などを鑑みますと財政的に可能なのであれば諮問のとおりでよろしいのではないかと思います。

丹羽会長：ご意見ありがとうございました。他にありませんか。

鈴木委員：資料16ページの近隣市及び類似団体別報酬月額等比較表における我孫子市について、本来は上段の額を支給するところであるけれど、平成22年4月からは毎年下段の額を支給していたということでしょうか。

鈴木課長補佐：お見込みのとおりです。平成22年度から、市の財政状況が厳しいということと、国や他の自治体と比較した場合に、我孫子市の一般職の職員の給料が高いのではないかなというようなことから、一般職の職員について給料を削減するという政策を行ってきたわけですが、一般職を下げるのであれば、特別職も下げようというようなことで、2%の削減がここまで続いてきているということでございます。

丹羽会長：他にありませんか。

矢口委員：市議会議員の働き方について、常勤の特別職や一般職と違い月に何日働いて、何をしているのかがわからないため報酬が正当なものなのか、現在の議員定数の人数が本当に必要なかは疑問に思うところがあります。

鈴木課長補佐：議員定数については、平成11年の12月議会より当時の定数32名から30名に2名削減となり、その後、19年の12月議会より30名から28名になりました。さらには、平成21年にも条例改正が行われましたが、条例が改正されましても、次の一般選挙から適用されるというのが通例でございますので、平成23年の12月議会より28名から24名になっております。また、28年、29年度には議会報告会を開催し、市民の方からのご意見を伺いましたり、平成29年11月には無作為抽出の2,000名に市議会に関する市民アンケートを実施したりする等、様々なご意見をいただいた上で、平成30年3月議会において議員の方から議員定数を24名から2名削減し22名とする条例改正発議案が提出されております。こちらにつきましては閉会中の継続審査となりまして、次の議会であります平成30年6月議会において否決されたというような経緯がございます。

丹羽会長：ありがとうございます。どのように定数を削減してきたか、あるいは何人くらいが適正の人数であるのか、いろいろ具体的なお意見をお持ちかもしれませんが、本審議会につきましては市議会議員の方、そして市長というような特別職の方の報酬・給与などの審議に当たるというようなことで諮問を受けてございます。疑念をお持ちでしたら、この機会にお聞きいただきたいと存じます。他にありませんか。

鈴木課長補佐：先ほどのご質問について回答漏れがありましたので補足します。議員の方々がどのように活動されてるのかというのが見えてこないという

ようなお話でございましたので、それについて触れさせていただきたい
と思います。議会というのは通常年4回の定例会があり、その会期日数
は約20日間から1か月程度となっております。議会においては、各分
野の専門的な審議をする常任委員会というものを設置していますので、
常任委員会で勉強会、あるいは懇談会が行われています。ときには我孫
子市だけにとどまらず、8市合同の研修会に参加する場合があります。
また、平成26年に制定されました議会基本条例において、議会報告会
を開催することが定められています。こちらはコロナの関係がございま
して近年は2年間ほど中止になっておりますけれども、それまでは毎年
実施しておりまして、直近のところでは令和2年になりますけれども、
19名の市民の方が参加されています。

矢口委員：予算規模が我孫子市より大きい市で議員定数を少数に保ち効率的な財政
運営を行っている自治体を見習うべきではないかと思います。人数が多
ければ良いものではないため、やはり我孫子市において現在の人数が必
要なのかは疑問に思います。

丹羽会長：議員数に関することについては本審議会の主旨から外れる内容となりま
すが、事務局より簡略に回答をお願いします。

鈴木課長補佐：議員定数につきまして、以前は地方自治法において人口規模に応じ
て定数が定められておりましたけれども、地方分権ということで各自治
体の条例で定めるということになりました。平成の大合併などもあ
り、合併した場合には、一時的に議員数が増えることもありますし、な
かなか人口規模だけで地域の実情を推し量るのは、難しいところがござ
います。本日は全国の自治体の議員数についての資料を持ち合わせてい
ませんので、具体的な回答ができず申し訳ありませんが、ご了承いただ
きたいと思います。

丹羽会長：他にありませんか。それでは、本題の諮問その1として市議会議員の期
末手当について、その2として常勤の特別職の期末手当についてそれぞ
れ0.1月分を加算するということに関し、ご質問、ご意見があれば伺
いたいと存じますが、いかがでしょうか。

矢口委員：今回の諮問は2件併せての採決となるのですか。

丹羽会長：1件ずつ採決を取ります。

矢口委員：非常勤のパートタイムの報酬等は本審議会では審議の対象外ということでしょうか。

丹羽会長：お見込みのとおりです。

眞田委員：本審議会について、私は初めてではないので資料を理解できましたが、初めての方々には専門用語も多く難しい内容のため、今回初めてこの審議会に参加された方に対して、事務局から事前の説明をもう少し詳しくされておいた方が良かったかと思えます。

鈴木課長補佐：事前の説明が不足しておりまして、大変申し訳ございませんでした。基本的に審議会の所管事項といたしまして、1つ目が、市議会議員に月々支払われる報酬と6月、12月に支給される期末手当について、もう1つとして、常勤特別職と呼んでおりますけれども、市長、副市長、教育長、水道事業管理者の4名の給料と6月、12月の期末手当についてご審議いただくものでございます。

丹羽会長：如何でしょうか。

富田委員：諮問について、私達は賛成か否かを申し上げればいいわけですね。

丹羽会長：お見込みのとおりです。

富田委員：おぼろげながらではありますが、資料から現状もわかりましたし、近隣の比較対象もあるので、そろそろ採決してよろしいのではないのでしょうか。

丹羽会長：このようなご意見も伺いましたので、採決をとりたいと存じます。お手元の事前配付資料の3ページ目のところでございます。市議会議員の期末手当年間支給月数改定（案）について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

丹羽会長：5名の委員のうち、3名が賛成ということで原案どおり承認し、市長に答申することに決定しました。続きまして、今度はお手元の資料の4ページ目であります。常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）について賛成の方は挙手をお願いいたします。

丹羽会長：全員賛成というところで、本案については可決とし、市長への答申とさせていただきます。のため、原案のとおり答申することに決定しまし

た。ありがとうございました。以上をもちまして本日予定されておりました諮問に係る審議は終了しました。その他ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

丹羽会長：ないようですので、進行について事務局の方にお返しいたします。

山崎課長：丹羽会長、ありがとうございました。本日の審議会につきましては、今後、会議録を作成し、市のホームページに掲載するとともに、市民の皆さんが閲覧できるよう市役所本庁舎の行政情報資料室に備えおくこととなります。会議録の案を作成次第、内容確認のため皆様に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、事務局の方で事前の説明不足等もありましたことをお詫び申し上げます。以上を持ちまして本日の特別職報酬等審議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。



令和4年10月28日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市特別職報酬等審議会
会長 丹羽 香
特別職報酬等審議会
会長印

市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について（答申）

令和4年10月28日付け企人第551号により諮問のありました市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について、慎重に審議した結果、妥当と認めます。



企 人 第 5 5 1 号

令 和 4 年 1 0 月 2 8 日

我孫子市特別職報酬等審議会会長 様

我孫子市長 星 野 順一郎



市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について
(諮問)

このことについて、別紙案のとおり改定いたしたく諮問いたします。

市議会議員の期末手当年間支給月数改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の勤勉手当の引上げを考慮し、期末手当の支給月数を今年度分から0.1月分引き上げ、4.15月分とする。
- 令和4年度は12月期に0.1月分を加算し、令和5年度は年間4.15月分を平準化し、6月期及び12月期ともに2.075月分とする。

	6月期	12月期	合計月数
令和4年度 期末手当	支給済2.025月	改定前2.025月 改定後2.125月	改定前4.05月 改定後4.15月
令和5年度 期末手当	改定後2.075月	改定後2.075月	改定後4.15月

常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の勤勉手当の引上げを考慮し、期末手当の支給月数を今年度分から0.1月分引き上げ、4.35月分とする。
- 令和4年度は12月期に0.1月分を加算し、令和5年度は年間4.35月分を平準化し、6月期及び12月期ともに2.175月分とする。

	6月期	12月期	合計月数
令和4年度 期末手当	支給済 2.125 月	改定前 2.125 月 改定後 2.225 月	改定前 4.25 月 改定後 4.35 月
令和5年度 期末手当	改定後 2.175 月	改定後 2.175 月	改定後 4.35 月